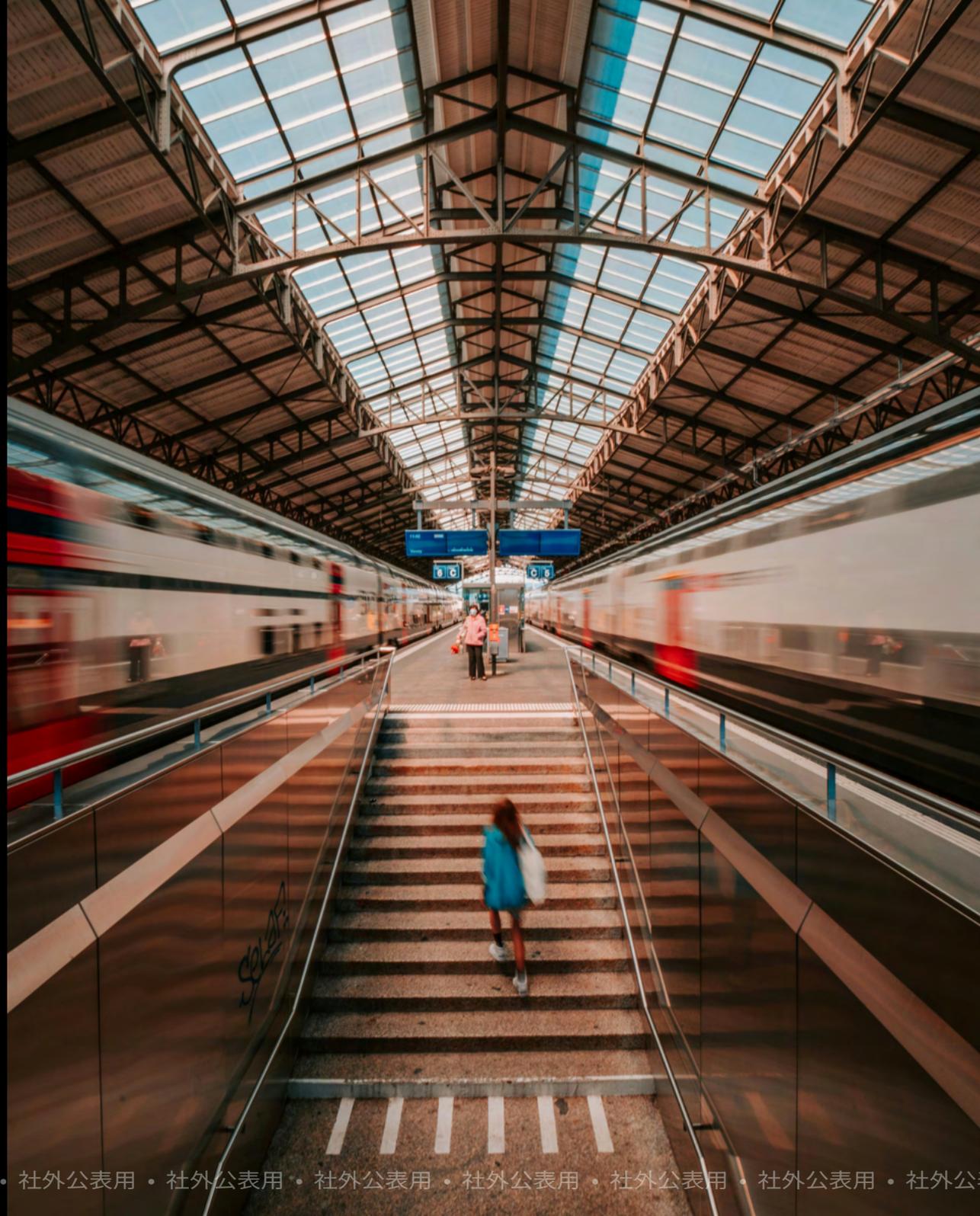




# サプライヤー・ビジネス 倫理規範

2025年12月 ネクセラファーム



# 目次

<b>1</b>	<b>はじめに</b>		<b>5</b>	<b>環境</b>	
1.1	適用範囲	3	5.1	環境コンプライアンス	10
1.2	CEOからのメッセージ	3	5.2	廃棄物、排出物および流出物	10
<b>2</b>	<b>倫理的な事業活動</b>		5.3	資源効率	10
2.1	法令・方針の遵守	5	5.4	気候変動と生物多様性の保全	10
2.2	贈収賄防止、マネーロンダリング防止およびその他の不正行為	5	<b>6</b>	<b>貿易規制および輸出管理</b>	
2.3	公正な競争	5		貿易規制および輸出管理	11
2.4	利益相反	5	<b>7</b>	<b>品質および GxP への準拠</b>	
2.5	贈答および接待	5	7.1	コンプライアンス一般	12
2.6	動物福祉	6	7.2	GxPへの準拠	12
2.7	知的財産権、機密保持、データプライバシーの尊重	6	<b>8</b>	<b>管理システムと透明性</b>	
<b>3</b>	<b>人権と労働</b>		8.1	コミットメントと説明責任	13
3.1	奴隷制の廃止	7	8.2	リスク管理	13
3.2	差別の禁止	8	8.3	会計および記録管理	13
3.3	公正な待遇とハラスメント防止	8	8.4	研修と能力	13
3.4	賃金、福利厚生および労働時間	8	8.5	デューデリジェンスと透明性	13
3.5	団結権および団体交渉権	8	8.6	継続的改善	13
3.6	地域社会	8	<b>9</b>	<b>報告</b>	
<b>4</b>	<b>安全衛生</b>			報告	14
4.1	労働者の保護、健康および幸福	9			
4.2	プロセス安全	9			
4.3	就業環境の安全性	9			

# 1. はじめに

## 1.1 適用範囲

本サプライヤービジネス倫理規範(以下「本規範」)は、ネクセラファーマ株式会社および現在および将来の子会社、関連会社である企業、会社、法人、または登録支店その他の組織(以下「Nxera」)に対し、商品および/またはサービスを提供する、または提供する予定のすべての企業、組織および個人(販売業者、入札代理店、販売代理店として活動するビジネスパートナーを含み、以下「サプライヤー」)に適用されます。

Nxeraに商品またはサービスを提供する際に下請業者または第三者の供給事業者を利用するサプライヤー(本規範においてサプライヤーの「サプライチェーン」と総称する)は、自らのサプライチェーンについて責任を負い、そのサプライチェーンが本規範に定める確約を遵守するとともに、本規範に定める原則を尊重し、これに従うことを確保するものとします。

1. これには、原材料、受託製造、添加剤、取引商品、包装、物流(流通および倉庫保管)、設備、機械および関連する供給品・支援サービス、専門サービス(コンサルティングおよび非正規労働)、車両・施設・財務・人的資源に関する一般管理サービスの提供、ならびに臨床研究、臨床検査および外部委託開発サービスなどの研究開発関連サービスが含まれます(ただし、これらに限定されません)。

## 1.2 CEOからのメッセージ

Nxeraは、有効な治療法がない疾患を抱える日本および世界中の患者の生活を改善する新たな専門医療を追求する、テクノロジーを駆使したバイオ医薬品企業です。当社の使命は、**科学と技術への投資を通じて、人生を変える医薬品の開発を加速すること**です。この実現に向け、複数の上市された製品を含む革新的な医薬品の開発・商業化を推進し、高価値で大規模かつ成長を続ける日本市場、ならびに広域アジア太平洋地域の市場に対応する、変化に素早く対応する次世代の事業体制を日本において構築しています。さらに、当社の独自技術であるNxWave™創薬プラットフォームを基盤に、肥満・代謝疾患、神経学／神経精神医学、免疫学・炎症といった急成長分野における主要な未解決の医療ニーズに焦点を当て、ファースト・イン・クラスまたはベスト・イン・クラスの可能性を秘めた医薬品候補を持つ豊富なパイプラインの開発を推進しています。

すべてのサプライヤーは、大小を問わず、当社の使命達成に貢献するものですが、Nxeraはサプライヤーがその際に倫理的かつ責任あるビジネス慣行に従うことを期待しています。

この目的のため、当社は、サプライヤーにおいて積極的に導入し、さらにサプライチェーンの下流へ展開することが期待される行動と態度を定めるため本規範を制定しました。多くのサプライヤーは独自の行動規範を有していますが、本規範は、当社の協業先が当社と価値観を共有し同じ目的を持つものに限られること確かなものすることを目的として、当社のサプライヤーに対する期待を示すものです。本規範は、以下の点に関する当社の期待を示しています。

1. 倫理的なビジネス慣行
2. 人権と労働権の尊重
3. 労働者の安全衛生の保護
4. 環境保護
5. 貿易規制および輸出管理の遵守
6. 品質及びGxP要件の遵守

7. マネジメントシステムの整備と透明性

8. 報告義務

本規範に定められた原則に従うことで、サプライヤーの皆様は、法令を遵守し、社会的責任を果たすという当社の取り組みを当社と共に再確認することになります。

Nxeraでは、私たちの価値観がすべての行動の指針となります。

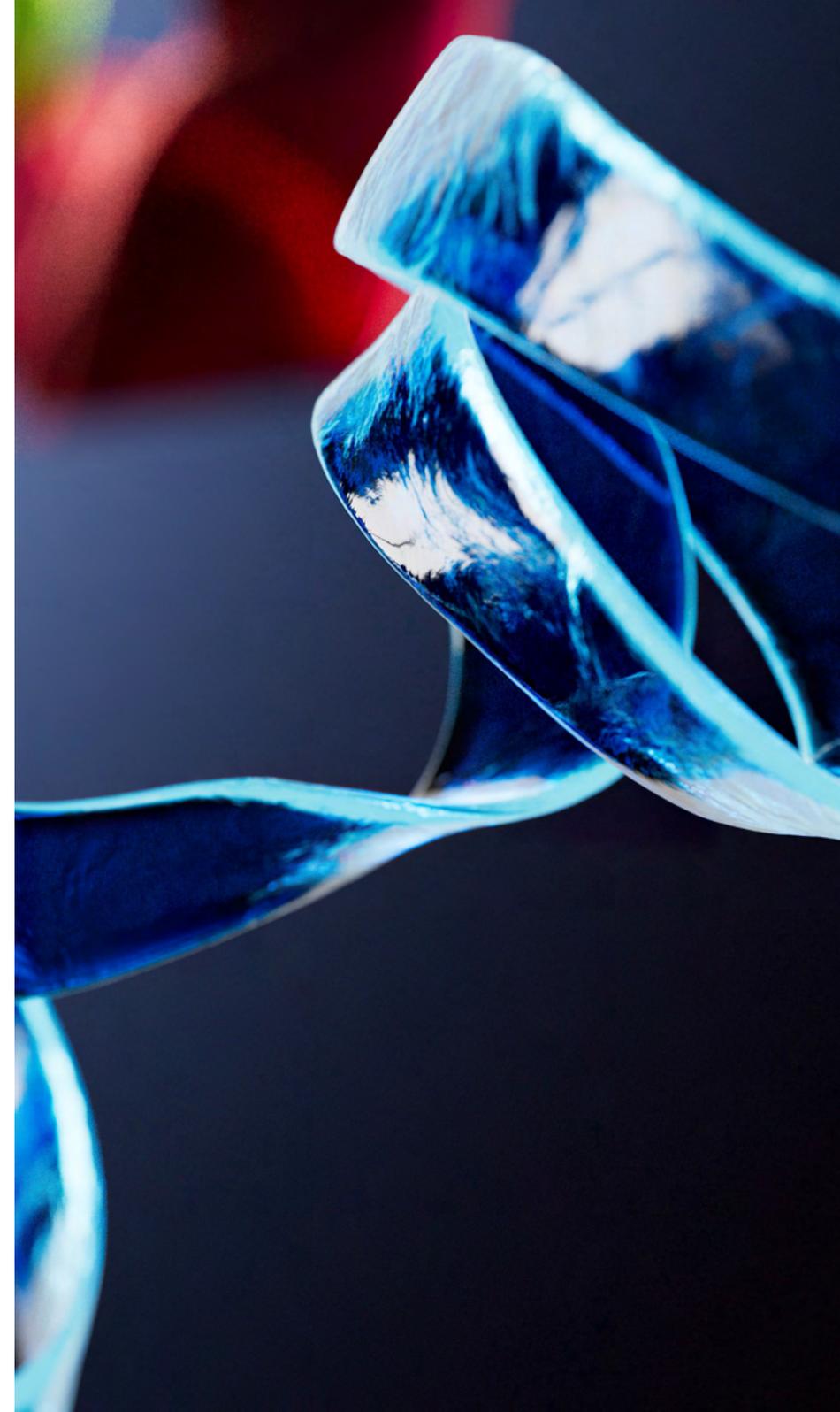
1. 患者ならびにそのご家族、医療従事者、介護者への貢献を第一の使命とします。
2. イノベーションとチームワークを原動力に成功を引き寄せます。
3. 本質的な課題の解決に全力で集中します。
4. 迅速かつ大胆に決断し行動します
5. オペレーショナル・エクセレンスを追求します。

これらの価値観をサプライヤーと共に堅持することで、成功を支える透明性・公平性・説明責任の文化を育みます。これらの原則に沿った行動はNxeraの持続的成長を確かなものとし、日本から世界にイノベーションを届け、日本の国際的なリーディングバイオ企業となるというビジョンの達成に貢献します。



**ネクセラファーマ株式会社 CEO**

クリストファー・カーギル



## 2. 倫理的な事業活動

サプライヤーは、倫理的な方法で事業を行い、誠実に行動しなければなりません。これには、本項に定める慣行の遵守が含まれます。

### 2.1 法令・方針の遵守

サプライヤーは、自社およびその事業活動に適用されるすべての法律、規則、規制ならびに業界および地域の倫理基準を遵守しなければなりません。

### 2.2 贈収賄防止、マネーロンダリング防止およびその他の不正行為

サプライヤーは、適用されるすべての贈収賄防止および腐敗防止に関する法令・規制を常に遵守しなければなりません。サプライヤーは、政府高官、公務員、政党、法人または個人に対し、その職務または活動を不正に遂行させ、または職務・活動の不正な遂行に対して報酬を与える目的で（またはそのような目的を達成しようとするものと認識される可能性がある場合は）、直接または間接に、賄賂その他の不正なインセンティブを提供もしくは要求し、または受領してはなりません。サプライヤーは、当社の事業に関連して、いかなる人物に対しても、不適切な影響力を与える目的で（またはそのような目的を達成しようとするものと認識される可能性がある場合は）、金銭その他の価値あるもの（贈答品や接待を含む）を提供してはなりません。サプライヤーは、適用される腐敗防止法令の遵守を確保するための効果的な腐敗防止規程を整備するものとします。サプライヤーは、実際の取引と支払に関して正確かつ透明性のある記録を整備しなければなりません。

サプライヤーは、適用されるすべての資金洗浄防止およびテロ資金供与防止に関連する法令を遵守するものとします。サプライヤーは、あらゆる形態の資金洗浄およびテロ資金供与に断固として反対し、合法的な資金源から得た資金で合法的な事業活動に従事するパートナーとのみ取引を行うものとします。サプライヤーは、あらゆる形態の違法な支払いを防止・検知するための措置を講じ、自社の金融取引が他者による資金洗浄やテロ資金供与に利用されることを防止するものとします。

### 2.3

### 公正な競争

サプライヤーは、品質、価格およびサービスに基づく公正な競争を旨として事業を行うものとし、不公正な取引行為（略奪的価格設定、競合他社の攻撃、独占的または支配的地位の濫用を含む）に関与してはなりません。サプライヤーは、正確かつ真実の広告など公正な取引慣行を採用し、適用されるすべての独占禁止法および競争法に従ってすべての事業を行うものとします。

### 2.4

### 利益相反

サプライヤーは、Nxeraとの取引に影響を及ぼす可能性のある実際の利益相反またはその可能性をNxeraに開示するものとします。例えば、サプライヤーとNxera内の個人またはサプライヤーのサプライチェーン内の個人との間の業務外の関係であって、利益相反が生じると合理的に考えられる可能性があるものなどが該当します。

### 2.5

### 贈答および接待

Nxeraは公正かつ客観的な基準に基づきサプライヤーを選定します。不適切な接待や贈答品を受領（また要求）してはなりません。接待および贈答品は、Nxeraに関する何らかの決定について、受取る者に不適切な影響を与える意図をもって（またはそのような目的を達成しようとするものと認識される可能性がある場合は）申出たり、提供してはなりません。Nxeraの従業員は、不適切な影響を及ぼす意図があると疑われる場合またはそのような意図があると信じる場合は、申し出のあった接待や贈答品を辞退します。

いかなる種類の贈答品（現金または現金同等物を含む）も医療従事者またはその家族に対しては、法令または業界の基準で明示的に認められている場合（例えば、韓国グローバル医薬産業協会（KRPIA）公正取引規約に基づき、季節の贈答品や昇進祝いの記念品など一定の慣習的な物品の提供が認められます）を除き、提供してはなりません。

## 2.6 動物福祉

Nxeraは、自社の研究所または敷地内において動物実験を行いません。代わりに、経験豊富で信頼できる受託研究機関と連携し必要な研究を実施しており、これらのサプライヤーに対し本項で定める行動および要件の遵守を求めます。

サプライヤーは、Nxeraが要求する場合は、適用されるすべての動物福祉規約に準拠していることをNxeraが確認できるよう監査を受けることに同意するものとします。Nxeraは、生物医学研究における動物の人的かつ責任ある利用に取り組んでいます。したがって、サプライヤーに対しては、置換 (Replace)、削減 (Reduce)、洗練 (Refine) の3R原則を遵守し、Nxeraの事前承認を得た研究においてのみ、かつ科学的に適切な代替手段が存在しない場合に限り動物を使用することを期待します。

動物実験の実施を委託されたサプライヤーは、独立した認証プロセスを通じて検証された、適用される厳格な法律上または規制上のコンプライアンス基準をすべて遵守しなければなりません。すべての動物を人的かつ責任をもって取扱い、不必要な不快感、苦痛、ストレスを最小限に抑え、回避しなければなりません。また、実験動物ケア評価認証協会 (AAALAC) 認証などの地域認定を含む、関連するすべての認定を維持しなければなりません。

## 2.7. 知的財産権、機密保持、データプライバシーの尊重 6

サプライヤーは、NxeraによりまたはNxeraに代わって開示された個人データを含む秘密情報を保護しなければなりません。サプライヤーは、不正使用、紛失、盗難および不正開示 (無許可の公表または伝達を含む) から秘密情報を保護するための措置を講じ、常に適切な安全対策が講じられていることを確保するものとします。サプライヤーは、Nxera および第三者の知的財産権を尊重するものとします。コンテンツ、技術、ノウハウの生産および移転は、知的財産権を保護する方法で行わなければなりません。

サプライヤーは、適用されるデータ保護法に準拠した方法で事業を行うものとします。サプライヤーは、Nxeraに対する商品またはサービスの提供を目的とする場合であって、かつ書面による契約に基づいてのみ、Nxeraに代わって個人データを取扱うものとします。サプライヤーは、適用されるすべてのデータ保護法に準拠し、かつサプライヤーがNxeraに代わって取得または取扱う個人情報の機密性に応じて適切なプライバシーおよびセキュリティ保護措置を講じなければなりません。サプライヤーは、個人情報が偶発的、不正または違法な喪失、破壊、改ざん、開示、使用、アクセスから保護されるよう、適切な組織体制を整備するものとします。これには、技術的・組織的安全管理措置を講じ、また、それらの要件を遵守していることを確認するための方針と手順が含まれます。サプライヤーは、国境を越えたデータ移転を規制する適用法令を遵守しなければなりません。サプライヤーは、提供するサービスに関連してデータ侵害が疑われる場合または実際にデータ侵害が発生した場合は、直ちにNxeraに通知し、データまたは情報の漏洩に関する調査においてNxeraを支援するものとします。

さらに、サプライヤーは、承認された研究プロトコルおよび関連する倫理的・科学的基準に従い、かつ、参加者の秘匿および個人データを保護することにより、Nxeraが依頼し、または資金を提供する臨床試験に参加する参加者の保護を確保するものとします。

# 3. 人権と労働

サプライヤーは、労働者の人権を擁護し、尊厳と敬意をもって彼らを処遇することに努めなければなりません。

## 3.1 奴隷制の廃止

Nxeraは強制労働の利用および搾取に反対します。すべてのサプライヤーに対し、一切許容しないという当社の方針を共有することを求めます。本規範における「強制労働」には、奴隷制、奴隷状態その他のあらゆる形態の強制労働、奴隷労働、年季労働ならびに搾取目的の人身取引が含まれます。

労働者が仕事や雇用主が提供する住宅施設その他業務遂行に必要な訓練・機器を得るために、就職斡旋手数料や手付金を支払うことはないものとします。

サプライヤーは、強制労働、奴隷労働、年季労働を利用してはならず、児童労働を使用してはなりません。18歳未満の若年労働者の雇用は、危険を伴わない業務に限り、かつ当該若年労働者がその国の就労可能年齢に達している場合にのみ行うものとします。

サプライヤーは、事業を行う地域において適用されるすべての人権および雇用関連法令を遵守し、いかなる場合にも、国際人権章典に定められる労働者の人権を擁護するものとします。また、自社またはサプライチェーンにおいて人権侵害の疑いまたはその事実が生じた場合は、当該侵害の内容ならびに侵害の是正および将来の侵害防止のために講じている措置について、直ちにNxeraに報告するものとします。

サプライヤーは、要請があった場合は、当社が提供する強制労働の使用に関する自己評価質問票に回答し、自社及びサプライチェーンが強制労働を利用しないことを確保するために講じた措置を記載するものとします。この質問票では、サプライヤーに対して、以下の事項を含め、現代奴隷制に対応する自社の規程の条項の確認を求めることがあります。

- 労働者による雇用終了の自由
- 移動の自由
- 結社の自由
- 暴力、ハラスメント、威嚇の禁止
- 労働者負担の就職斡旋手数料料の使用禁止
- 強制的な残業の禁止
- 児童労働の禁止
- 差別の禁止
- 労働者の本人確認書類原本の没収の禁止および
- 現代奴隷制の被害者に対する救済措置、補償、権利行使の機会の提供

サプライヤーは、コンプライアンス上の不備が確認された場合は、少なくとも、それを解消する改善計画を策定し、審査のために提出し、実行することが求められます。

### 3.2 差別の禁止

サプライヤーは、違法な差別のない職場を提供しなければなりません。人種、肌の色、年齢、妊娠、性別、性的指向、民族、障害、宗教、性自認／性表現、出自、支持政党、労働組合への加入、配偶者の有無、家族状況、その他の適用法令で保護される特性などを理由とした差別はあってはなりません。サプライヤーは、労働者が報復を恐れることなく職場に関する懸念を表明できる報復禁止規程を実施するものとします。

### 3.3 公正な待遇とハラスメント防止

サプライヤーは、ハラスメント、過酷または非人道的な取扱い(性的ハラスメント、性的虐待、体罰、精神的・身体的強制、言葉による虐待またはこれらの威嚇を含みます)のない職場環境を提供しなければなりません。

### 3.4 賃金、福利厚生および労働時間

サプライヤーは、最低賃金、時間外労働、福利厚生を含む適用される法令に基づき労働者に賃金を支払うものとし、その賃金は公正かつ適切でなければなりません。サプライヤーは、地域の競合状況に基づき労働者の技能、業績、経験に応じた報酬を検討するとともに、地域の市場慣行に沿った福利厚生を提供しなければなりません。サプライヤーは、労働者に対し、報酬の算定基準を適時に通知するものとします。サプライヤーは、時間外労働が必要かどうか(現地の労働法制で時間外労働が認められている場合)、およびその時間外労働に対して支払われる賃金を労働者に通知しなければなりません。

### 3.5 団結権および団体交渉権

職場環境や報酬に関する問題解決のため、労働者とのオープンなコミュニケーションと直接対話を推奨します。サプライヤーは、労働者が現地の法令に従い、自由に団体を結成し、労働組合への加入・非加入を選択し、代表者を立て、労働者評議会に参加し、団体交渉に参加し、また、現地の雇用法制に従って権利を行使する権利を尊重しなければなりません。労働者が報復、威嚇や嫌がらせの恐れなく、労働条件について経営陣とオープンに意思疎通できる環境が確保されるものとします。

### 3.6 地域社会

サプライヤーは、事業所周囲の地域社会の権利(清潔で健康的な環境への権利を含む)を尊重しなければなりません。



# 4. 安全衛生

サプライヤーは、安全で健康的な労働環境（これには会社が提供する居住施設も含まれます。）を提供しなければなりません。安全衛生に関する措置は、サプライヤーの現場における取引業者および下請業者にも適用されます。

## 4.1 労働者の保護、健康および幸福

サプライヤーは、社会的責任を果たす行動を取らなければなりません。これには、適用される全ての安全衛生に関する要件の遵守、必要な許可・免許・登録ならびにサプライヤーの事業内容および提供するサービスに適した保険契約（賠償責任保険を含む）の取得・維持・更新および従業員に職務に関連する安全衛生の全分野で十分な訓練を受けさせることが含まれます。

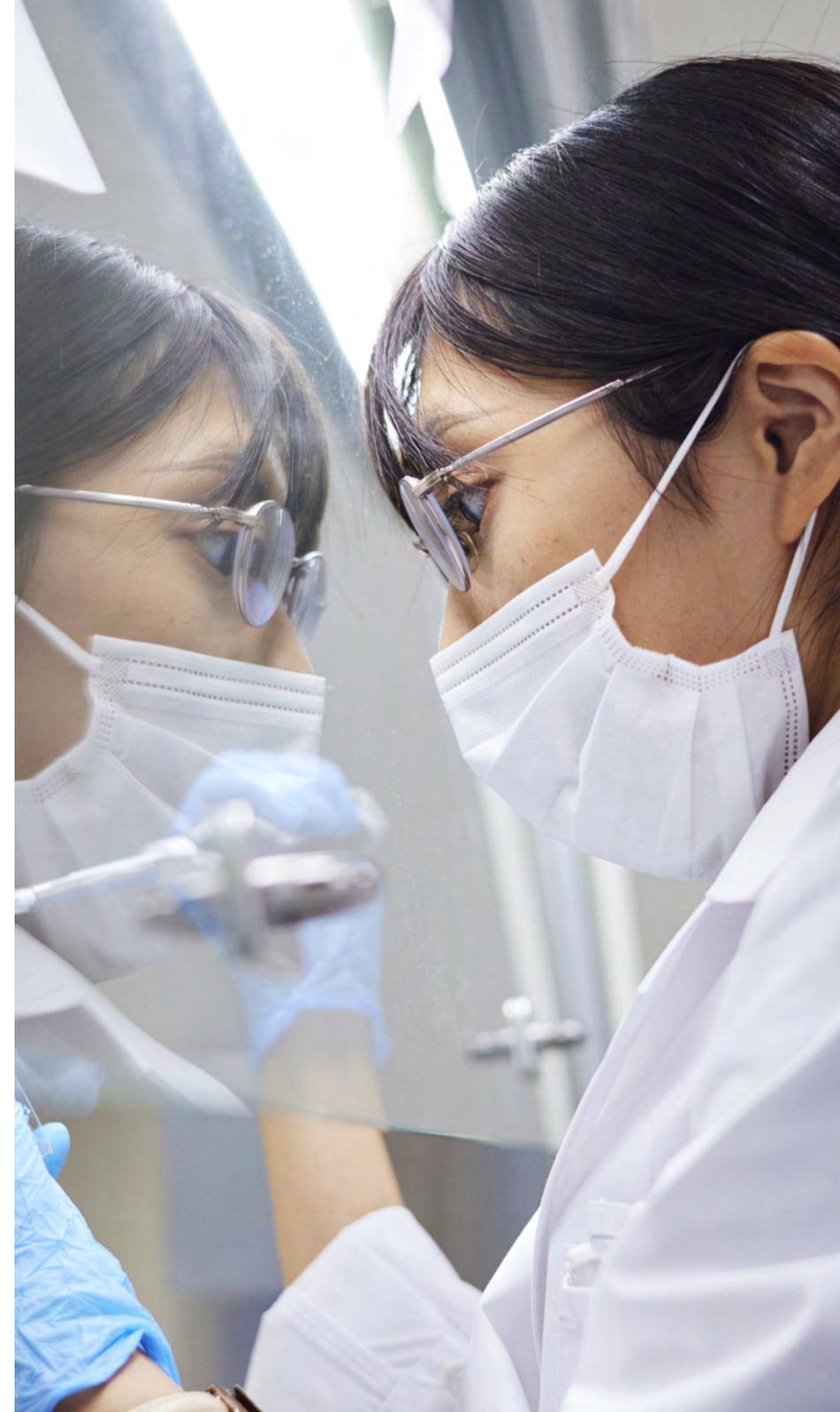
サプライヤーは、化学的・生物学的・物理的危険に過剰に晒されないよう労働者を保護しなければなりません。労働者の安全、健康および幸福を支援するため、適切な設備、施設およびサービスを提供しなければなりません。

## 4.2 プロセス安全

サプライヤーは、化学的および生物学的プロセスから生じるリスクを特定し、化学物質または生物学的製剤の壊滅的な放出を防止または対応するための管理プロセスを整備しなければなりません。

## 4.3 就業環境の安全性

就業環境の安全を確保するため、適切なリスク評価と緊急時の対応計画を策定しなければなりません。医薬品化合物および医薬品中間体を含む危険物質に関する安全情報を提供し、労働者の教育・訓練に利用して労働者を危険から保護するものとします。サプライヤーは良好な整理整頓の実践と安全文化を実践しなければなりません。



# 5. 環境

サプライヤーは、環境に配慮した資源効率の高い方法で事業運営を行うものとします。サプライヤーには、持続可能な方法で資材を調達し天然資源を保全すること、有害物質の使用を最小限に抑えること、および再利用・リサイクル活動に取り組むことが求められます。

## 5.1 環境コンプライアンス

サプライヤーは、適用されるすべての環境法令を遵守しなければなりません。環境に関連して必要な許可、免許を取得し、情報の登録、化学物質の届出等を実施し、その運用および報告に関する規定を遵守するものとします。

## 5.2 廃棄物、排出物および流出物

サプライヤーは、廃棄物、大気への排出物、廃水の排出の安全な取り扱い、移動、保管、廃棄、リサイクル、再利用または管理を確実に行う体制を整備しなければなりません。人体または環境衛生に悪影響を及ぼす可能性のある廃棄物、廃水、排出物は、環境に放出される前に適切に管理、制御、処理するものとします。これには、医薬品有効成分の環境への放出の管理も含まれます。

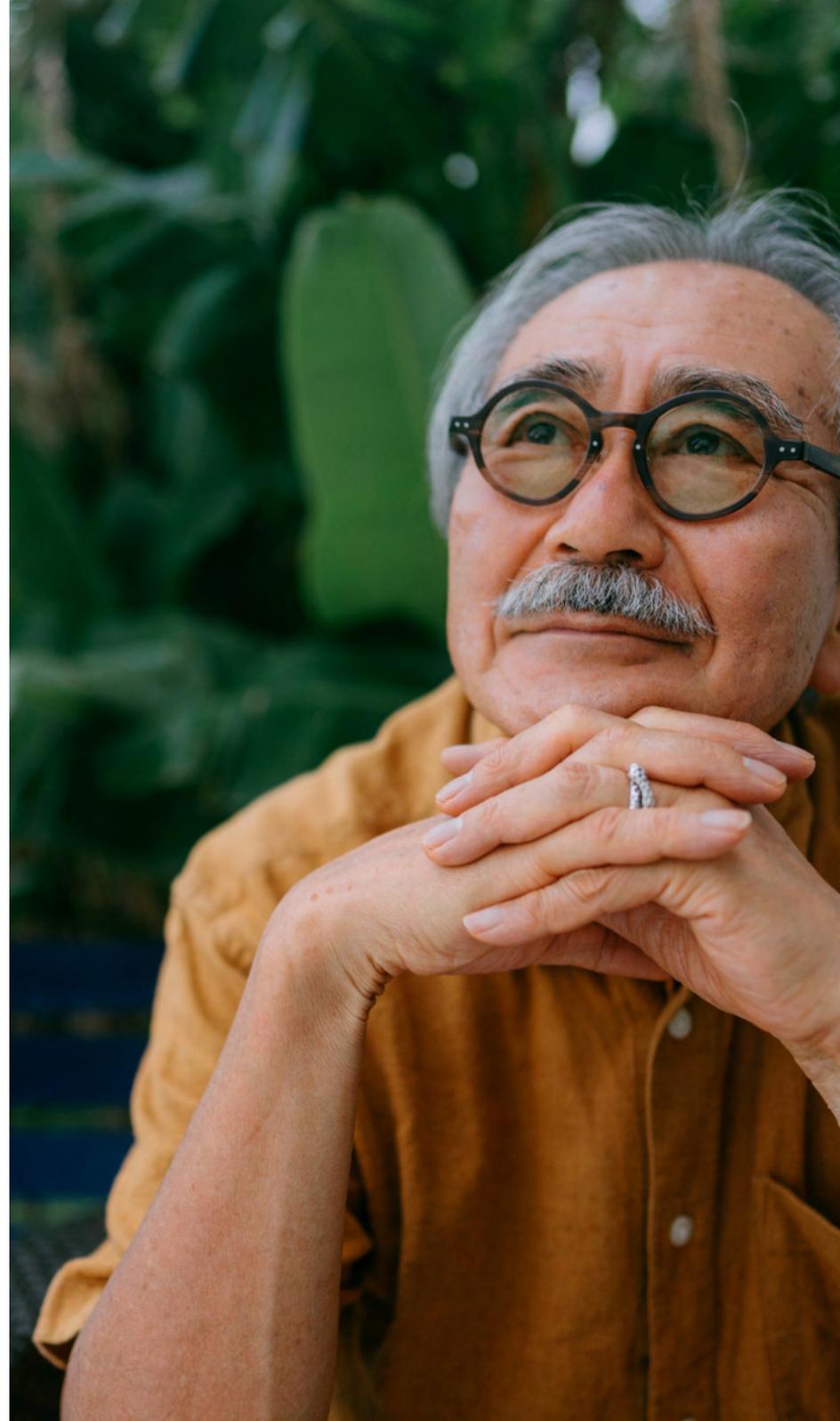
サプライヤーは、環境への偶発的な流出・放出および地域社会への悪影響を予防・軽減するための体制を整備しなければなりません。

## 5.3 資源効率

サプライヤーは、環境への悪影響を最小限に抑えるため、環境に責任をもった効率的な方法で事業運営を行うものとします。サプライヤーには、天然資源を保全し、可能な限り有害物質の使用を回避し、再利用・リサイクル活動に取り組むことが推奨されます。

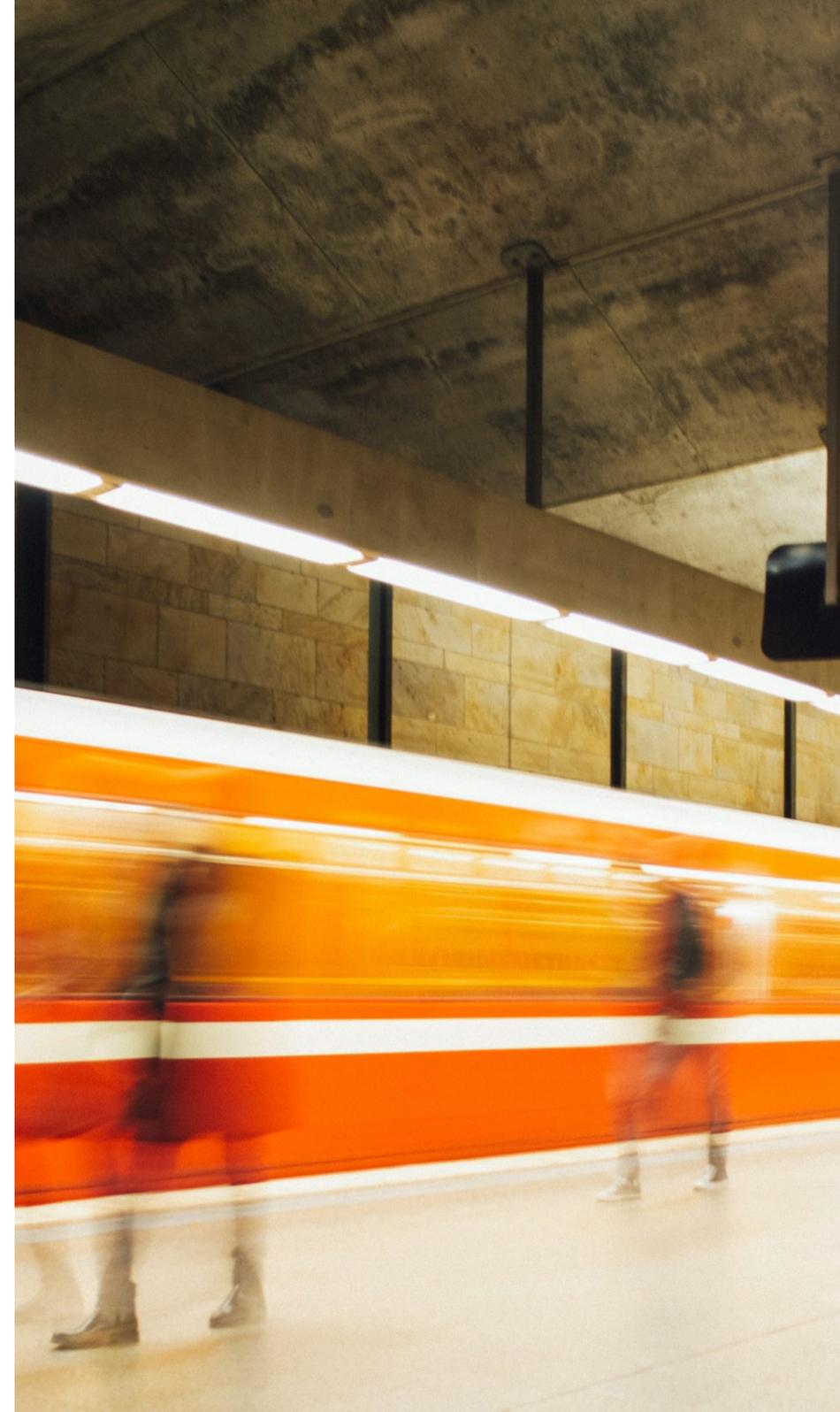
## 5.4 気候変動と生物多様性の保全

サプライヤーは温室効果ガス排出量を監視・削減するとともに、サプライチェーン全体での同様の取り組みを支援するものとします。また、生物多様性への影響を理解し、可能な限り環境負荷の低減に努めるものとします。



## 6. 貿易規制および輸出管理

- サプライヤーは、適用されるすべての貿易規制および輸出管理法令を遵守するものとします。これには、日本、英国、スイス、韓国、米国、欧州連合 (EU) が公布する法令・規則が含まれますが、これらに限定されません。
- サプライヤーは、政府による制裁または規制の対象となっている個人または団体との取引を行ってはなりません。
- サプライヤーは以下の事項を遵守するものとします。
  - 自社、その関連会社、株主または取締役のいずれかが、現在または過去に以下のいずれにも掲載されていないことを確認すること：
  - 米国特別指定国民 (SDN) および取引禁止者リスト (OFAC)
  - 米国国務省取引禁止者リスト及び不拡散制裁リスト
  - EU経済制裁対象者リスト
  - スイス制裁措置・禁輸リスト
  - その他の国内のまたは国際的な制限対象者リスト
- 1つ以上のSDNまたはその他の規制対象者によって、単独または共同で、50%以上所有されていないことを確認すること。
- 契約期間中、自身またはその関連団体、株主、取締役が規制対象者リストに掲載された場合、または規制対象者による過半数の取得があった場合は、直ちに Nxera に通知すること。



# 7. 品質および GxP への準拠

サプライヤーは、業務全般に亘り厳格な品質基準およびコンプライアンス基準を遵守しなければなりません。

## 7.1 コンプライアンス一般

サプライヤーは、Nxeraに提供するすべての材料、製品およびサービスが、適用されるすべての法令、規制、保健当局の基準、業界のベストプラクティスおよび関連するすべてのGxP要件を満たすことを保証するものとします。サプライヤーは、適用がある場合は、品質保証協定書または類似の文書に定められたもののほか、Nxeraから通知された追加条件にも準拠し、かつNxeraが製造または品質管理のトレーニングを提供する場合は、Nxeraに協力するものとします。

サプライヤーは、Nxeraの品質チームが十分な品質管理システムが整備されていることを確認するために必要に応じて行う評価を受けることに同意するものとします。

## 7.2 GxPへの準拠

GxP要件の対象となるサービスを提供するサプライヤーは、常に当該要件を遵守し、提供するサービスに必要なすべてのライセンス、許可および登録を保有し維持しなければなりません。



# 8. 管理システムと透明性

サプライヤーは、本規範に定められた原則の遵守と継続的改善を促進するため、管理システムを活用するものとします。さらに、サプライヤーは、自社のサプライチェーン内の下請業者および納入業者においてもこれらの方針が遵守されることを確実にするための堅固な手段を実施するものとします。

## 8.1 コミットメントと説明責任

サプライヤーは、適切なリソースを割り当てるとともに、責任を持つ上級の担当者を選定することにより、本規範に定められた原則へのコミットメントを示し、責任ある行動の文化を醸成しなければなりません。

## 8.2 リスク管理

サプライヤーは、本規範が対象とする全ての領域におけるリスクを特定、評価、軽減するための仕組みを整備しなければなりません。

## 8.3 会計および記録管理

当社は、ビジネスの記録を完全なものとするに真剣に取り組み、帳簿、記録、財務報告が正確で完全であることを確保することに努めています。サプライヤーは、適用されるすべての法令に準拠し、事業および財務の記録を最新の状態に維持しなければなりません。関連記録は、当社の要求がある場合には提供することができるものである必要があります。

サプライヤーは、自社の本規範の遵守状況を監視することが求められ、随時、Nxeraがサプライヤーの施設を検査し、記録、規程、履行をレビューし、従業員へのヒアリングを行うことにより、本規範への遵守状況を監査することを認めるものとします。サプライヤーは、自社の施設、記録、文書、従業員に対する迅速なアクセスを可能にするものとします。当社が違反事項を確認した場合は、サプライヤーは是正のために改善計画を作成し、当社による審査を認め、当社が承認した改善計画を実行しなければなりません。サプライヤーは、自社のサプライチェーンにおける下請業者に対しても、上記と同様の要請をするものとします。

## 8.4 研修と能力

サプライヤーは、本規範の要求事項に対応するため、管理職および従業員が適切な知識、技能および能力を習得できる研修プログラムを整備するものとします。

## 8.5 デューデリジェンスと透明性

サプライヤーは、法的かつ持続可能な調達活動を支援するため、原材料の調達源のトレーサビリティを含む、自社のサプライチェーンに対するデューデリジェンスを実施できるシステムを整備するものとします。

## 8.6 継続的改善

サプライヤーは、内部または外部の評価、検査、マネジメントレビューによって特定された不備に対して、パフォーマンス目標を設定し、実施計画を実行し、必要な是正措置および予防措置を講じることで継続的な改善を行うことが期待されます。

# 9. 報告

サプライヤーまたはその従業員が、自社または自社もしくはNxeraのサプライチェーン内の者が本規範の原則に反する行為を行ったと信じる場合は、[Procurement@Nxera.life](mailto:Procurement@Nxera.life)宛てに懸念事項を報告することを推奨します。サプライヤーは、自社の苦情処理手続を制定し、従業員が、特に、職場における実際の違法行為もしくはその可能性がある行為またはサプライヤー自身の事業活動に起因する人権侵害や環境への悪影響に関する懸念や情報を、報復、嫌がらせ、威嚇、ハラスメントの恐れなく報告するよう奨励しなければなりません。サプライヤーは調査を行い、必要に応じて是正措置を講じるものとします。

サプライヤーまたはそのサプライチェーン構成員が本規範に違反した場合は、当社は取引関係を終了することがあります。必要または適切な場合には、本規範の違反を関係当局に通報することがあります。





# サプライヤー・ビジネス 倫理規範

2025年12月 ネクセラファーマ

社外公表用・社外公表用・社外公表用・社外公表用・社外公表用・社外公表用・社外公表用・社外公表用・社外公表用・社外公表用・社外公表用・社外公表用

